

事業者の皆さまへのお知らせ

このパンフレットは、事業者の皆さまに対し、
ウイルス性肝炎の検査と治療についてのご協力をお願いするものです。

**肝炎対策は、
早期発見・早期治療、
職場の理解と協力が
不可欠です。**



肝臓は体の中で一番大きく、とても重要な臓器です。

肝臓では、2500億個の細胞が、日々血液の解毒や、栄養分の貯蔵などを行い、体を健康に保っています。

そんな肝臓のニックネームは、「沈黙の臓器」。

例えば肝炎になっても、肝臓はなかなかSOSを出しません。本人が「体がだるい」と気付くころには、その肝臓はかなりの重症になってしまっています。場合によっては、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病気に進んでしまっていることも…。

だからこそ、早期発見、早期治療。

感染が分かったときは、適切な治療や定期的な検診によって、病気の進行を予防することができます。ですから、まずは、肝炎の原因である「肝炎ウイルス」がないか、検査することが重要なのです。



検査・医療についてはコチラ

肝炎ウイルス検査について



- 肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、採血検査で判断します。
採血だけなので短時間で済み、また、数週間で検査結果が分かります。
※感染後は3ヶ月ほどたないと、陽性にならないこともあります。



事業者の皆さまへのお願い

労働者に対して肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知するとともに、早めに検査を受診するよう呼びかけてください。

- 検査を受診する機会は、以下のようなものがあります。

- ・お住まいの市町村での地域検診*
- ・お住まいの都道府県等の保健所での検診* 等

*実施日程や費用などはお住まいの都道府県又は市町村によって異なります。詳細はお問い合わせください。

- 上記について、労働者へ周知するとともに、労働者が検査を希望した場合には、受診できるよう休暇を付与する等の就業上のご配慮をお願いいたします。



事業者の皆さまへのお願い

職場での定期検診の際に、必要に応じて、肝炎ウイルス検査を受診する機会を設けるよう、ご協力をお願いします。

なお、職場での検査実施に当たっては、検査受診の有無や結果などについて、本人の同意なく他の者が知ることのないよう、その取扱いについてプライバシー保護への十分な配慮をお願いします。



ウイルス性肝炎の治療について

ウイルス性肝炎には、ずっと症状が出ないまま終わるものもあり、すぐには治療が必要でない場合もあります。

そこで、まずは専門医へ相談し、本格的な治療が必要かどうかを判断してもらいます。また治療は、症状と体の状態に合わせて選びます。

(主な治療法)

①抗ウイルス療法

インターフェロンを使う治療と、抗ウイルス薬を使った治療があります。

1) インターフェロンは、免疫系・炎症の調節等に作用して効果を発揮する薬剤です。

2) 抗ウイルス薬は、肝炎ウイルスの増殖を抑える薬剤です。

②肝庇護療法

肝臓の炎症を抑え、肝細胞の破壊のスピードを抑える治療法です。



【インターフェロン治療の医療費助成】

インターフェロンは免疫系・炎症の調節等の働きを持つ薬剤で、ウイルス性肝炎を根治*することができるものです。厚生労働省と各都道府県では、平成20年度から、このインターフェロン治療について、医療費助成を行うこととしています。

* B型肝炎の場合 約3割

C型肝炎の場合 約5割～9割 の人が治療効果を期待できます

※治療効果は遺伝子型やウイルス量などによって異なります



事業者の皆さまへのお願い

インターフェロン受療促進のため、休暇の付与など就業上のご配慮をお願いします。

インターフェロン治療は、数週間の入院や、ほぼ毎週の通院が必要です。また強い副作用を伴うことが多く、例えば、高熱、全身の倦怠感、頭痛、筋肉痛、関節痛、下痢や抑うつといった症状が現れることがあります。こうしたことから、この治療や副作用で就労できない労働者が特別休暇を取れるようにするなど、就業上の特段のご配慮をお願いします。

感染拡大の予防のために

○肝炎ウイルスは、常識的な注意事項を守っていれば、日常生活で感染することは、まずあり得ません(くしゃみ、せき、抱擁、食べ物、飲み物、食器やコップの共用などでは感染しません)。

<主な注意事項>

- ・歯ブラシ、カミソリ、ピアスなど血液がつく可能性のあるものを他人と共用しない
- ・血液や分泌物の付着したものは、むき出しにならないようにしっかり包んで捨てるか、流水でよく洗い流す。
- ・外傷、皮膚炎、鼻血、月経血などはできるだけ自分で手当とする。
- ・他人の血液が入る可能性のある入れ墨はしない。



事業者の皆さまへのお願い

肝炎の患者・感染者について、差別してはいけません。

肝炎は感染症ではありますが、

肝炎ウイルスが職場*で感染することは、まずあり得ません。

職場の皆さまにこれを理解していただき、患者・感染者の方々が差別を受けることのないよう、ご協力をお願いします。

*他人の血液に触れることの多い、医療機関等の職場を除きます

【採用選考時の健康診断について】

採用選考時において、肝炎ウイルス検査(血液検査)を含む合理的必要性のない「健康診断」を実施することは、結果として就職差別につながるおそれがあります。

したがって、採用選考時における「健康診断」は、その必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないようお願いします。

真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性について、あらかじめ十分な説明を行ったうえで実施することが求められます。

(お問い合わせ先)

●厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室

TEL:03-5253-1111(月～金曜日、9時半～18時)

URL:<http://www.mhlw.go.jp>

●ウイルス肝炎研究財団(病気の相談)

TEL:03-5689-8202(月～金曜日、10時～16時)

URL:<http://www.vhjf.or.jp/> Mail: vhjf@jeans.ocn.ne.jp

(製作) 厚生労働省健康局



このパンフレットは、平成20年3月時点のものです。